

## 宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりの人権が大切にされ、ありのままの生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約した2人の者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者が、互いの子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）も含め、互いに家族として生活を共に、又は共にすることを約した関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする者が、市長に対し、パートナーシップであることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った者が、市長に対し、ファミリーシップにあることを誓うことをいう。

（パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の要件）

第3条 パートナーシップの宣誓を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一方又は双方が性的マイノリティであること。
  - (2) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
  - (3) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は宣誓日から3月以内に市内への転入を予定していること。
  - (4) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと及び宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
  - (5) 双方が他自治体（本市とパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体を除く。）で本市のパートナーシップに相当する宣誓をしていないこと。
  - (6) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族（以下「近親者」という。）の関係にないこと。ただし、養子縁組によって近親者になった者を除く。
- 2 ファミリーシップの宣誓を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 前項各号に該当すること。

(2) 一方又は双方に子又は親が存在すること。ただし、当該子又は親が満15歳以上である場合は、当該子又は親をファミリーシップの一員として宣誓することについて本人の同意があること。

(3) 双方が他自治体で本市のファミリーシップに相当する宣誓をしていないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、本市職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号)(以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) パートナーシップ又はファミリーシップとなる者全員の住民票の写し(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)

(2) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)。ただし、外国籍を有する者にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書に当該婚姻要件具備証明書の日本語訳を貼付したもの(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓しようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書は、人権男女共同参画課において受領するものとする。

4 宣誓書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、宣誓しようとする者が自ら署名することができないときは、宣誓しようとする者双方の立ち合いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(本人確認等)

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類(有効期限内のものに限る。)のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 性別違和等の理由により、戸籍上の名前以外の呼称(以下「通称名」という。)を使用している者は、その通称名が社会生活上通用しているものと認められる場合には、宣誓書において通称名を使用することができる。この場合において、通称名を使用しようとする者は、前条に掲げる書類のほか、通称名を日常的に使用していることが分かる書類を市長に提出しなければならない。

(受領証の交付)

第7条 市長は、提出のあつた宣誓書、添付書類等を確認し、不備がないと認められるときは、当該宣誓した者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第2号)(以下「受領証」という。)を交付する。ただし、第4項に規定する場合は、この限りでない。

2 市長は、宣誓した者が希望するときは、前項の受領証に加え、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)(以下「受領証カード」という。)を宣誓した者1人に対して1枚交付する。

- 3 前条の規定により通称名を使用したときは、戸籍に記載されている名前（外国人の場合は、これに準ずるもの）を受領証及び受領証カードの裏面に記載するものとする。
- 4 市長は、宣誓した者が第3条第1項第3号の転入予定者に該当する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票（様式第4号）（以下「宣誓受付票」という。）を交付する。
- 5 宣誓受付票の交付を受けた者は、3月以内に市内に転入したことを証明する書類を転入後14日以内に市長に提出しなければならない。
- 6 前項の書類が提出された場合は、市長は、受領証及び受領証カードを交付する。
- 7 第5項の規定に違反する場合は、宣誓の要件を欠くものとして取り扱い、宣誓受付票はその効力を失う。この場合において、宣誓した者から提出された宣誓書及び添付資料を本人に返還する。

（受領証及び受領証カードの再交付）

第8条 受領証又は受領証カードの交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証又は受領証カードの紛失、毀損等の事情により受領証又は受領証カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第5号）により申請することができる。

- 2 前項の申請があったときは、市長は、受領証又は受領証カードを再交付する。

（パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の内容の変更）

第9条 受領者は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第6号）（以下「変更届」という。）に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証を発行するものとする。この場合において、変更前の受領証は、回収するものとする。

（受領証の返還）

第10条 受領者（受領証を紛失している者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第7号）に受領証及び受領証カードを添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップ又はファミリーシップを解消したとき。
- (2) 双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、パートナーシップについては第3条第1項各号のいずれかに、ファミリーシップについては第3条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

（宣誓申告等）

第11条 本市に転入した者が協定の締結自治体においてパートナーシップの宣誓に係る受領証等（以下「締結自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、本市に転入した者は、第3条第1項各号に該当する場合に限り、協定第2条第2項の規定に基づき、受領証及び受領証カードの交付を受けることができる。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップ宣誓申告書（様式第8号）
- (2) 締結自治体受領証等

(3) 住民票の写し(申告日前3月以内に発行されたものに限る。)

- 3 転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合において、市長は、転入元の自治体に対し、パートナーシップ宣誓申告書の写しと締結自治体受領証等を添えて、受領証及び受領証カードの交付の事実をパートナーシップ宣誓申告に係る通知書(様式第9号)により通知するものとする。
- 4 本市から締結自治体に転出した宣誓者が協定に基づく手続を行い、転出先の自治体から本市に通知があった場合は、前条の届出を省略することができる。
- 5 前各項の規定による手続については、宣誓者の同意を得られた場合にしか行うことができない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定によってした宣誓、交付その他の行為であって、改正後の宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(次項において「新要綱」という。)の規定に相当の規定のあるものは、当該規定によってしたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により交付された受領証及び受領証カードは、新要綱の規定により交付された受領証及び受領証カードとみなす。

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たち と は、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓しますので、宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書を提出します。

年 月 日

宣誓者

住 所

名 前

通称名

（子又は親を含めて宣誓する場合）

名 前

宣誓者との続柄

宣誓者

住 所

名 前

通称名

名 前

宣誓者との続柄

[代書の場合（要綱第4条）]

[代書者]（住所）

（名前）

※転入予定の場合

（転入予定日 年 月 日）

[新住所]

收受印

(裏面)

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書

私たちは、「宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行うに当たって、次の事項について相違ないこと、及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

また、以下の内容が事実と異なる場合は、宣誓書受領証及び受領証カードを市に返還いたします。

記入日 年 月 日

名 前 \_\_\_\_\_ 名 前 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_ 通称名 \_\_\_\_\_

【必ず確認の上、チェックしてください】

### パートナーシップ宣誓に関する確認事項

- 一方又は双方が性的マイノリティであり、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約束していること。
- 宣誓する当日において、双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- 宣誓する当日において、一方又は双方が市内に住所を有し、又は3月以内に市内住所への転入を予定していること。
- 宣誓する当日において、双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと及び宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- 双方が他自治体（本市とパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結している自治体を除く。）でパートナーシップに相当する宣誓をしていないこと。
- 宣誓者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族（以下「近親者」という。）の関係（養子縁組によって近親者になった者を除く。）にないこと。

### ファミリーシップ宣誓に関する確認事項

- 宣誓者が上記パートナーシップ宣誓に関する確認事項に全て該当すること。
- 一方又は双方に子又は親が存在すること。ただし、当該子又は親が満15歳以上である場合は、当該子又は親をファミリーシップの一員として宣誓することについて本人の同意があること。
- 双方が他自治体で本市のファミリーシップに相当する宣誓をしていないこと。

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書の提出がありましたので、ここに受領証を交付します。

宝塚市は、全ての人個人として尊重され、自由で平等な社会で安心して暮らすことができ、誰もがありのまま自分らしく幸せに過ごせるまちづくりを目指しています。

今後とも、宝塚市でいきいきと輝き、活躍されることを期待します。

様

様

子又は親

様

様

宣誓日 年 月 日

年 月 日

宝塚市長 （ 署 名 ）

様式第3号（第7条関係）

（表面）

<p>（市章） パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証カード</p>	
<p>宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をされたことを証します。</p>	<p>第 号</p>
<p>様 様</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto;">（公印）</div>
<p>宣誓日 年 月 日 宝塚市長</p>	

（裏面）

<p>宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書の提出がありましたので、ここに受領証カードを交付します。 このカードは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓されたことを宝塚市が証すものです。法的な効力を有するものではありませんが、このカードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p>
<p>子又は親のお名前</p>
<p>特記事項</p>

備 考

- 1 特記事項には、通称名を使用している場合、戸籍上の氏名を記載するほか、再交付した場合や要綱第11条第2項により交付した場合の年月日を記載する。

様式第4号（第7条関係）  
（表面）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票

様

様

以下のとおり、「宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」第4条第1項に規定する宣誓を受け付けました。なお、この受付票は 年 月 日限り、失効します。

受付年月日	年 月 日
受付番号	
受付印	

- 1 一方又は双方が宝塚市へ転入したことを証明する住民票を、下記期限までに提出してください。

**提出期限：** 年 月 日

上記期限までに提出がない場合は、宣誓要件を欠くものとして、連絡先へ宣誓書及び添付資料をお返しします。

※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

◆宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓についての問い合わせ

宝塚市総務部 人権平和室 人権男女共同参画課

電 話 0797-77-9100

FAX 0797-77-2171

## (裏面)

### ■このパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票を提示されたみなさまへ

宝塚市は、性的マイノリティに対する社会的な偏見及び差別をなくし、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、宣誓者のお二人がパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行ったことを証明しています。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は、宝塚市がその市政の中で運用するものであり、宣誓によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

この宣誓受付票は、宣誓者の双方が市外に居住していて、宝塚市に転入しようとしているときにお渡しするものです。宣誓者が宝塚市内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明するために活用いただくものですので、事業者のみなさまにおかれましては、この宣誓受付票の提示を受けた場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### 1 宝塚市の「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」とは、

この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約した2人の者の関係をいいます。また、「ファミリーシップ」とは、パートナーシップ関係にある者が、互いの子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）も含め、互いに家族として生活を共に、又は共にすることを約した関係をいいます。パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、市長が、当該宣誓者をパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあると認めた場合に、当該関係についてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を交付することにより行われます。

#### 2 パートナーシップの宣誓をすることができる人

申請をするには、次の4つを満たす必要があります。

- (1) 互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティの2人であること。
- (2) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (3) 住所について次のいずれかに該当すること。
  - ア 一方又は双方が市内に住所を有すること。
  - イ 一方又は双方が市内への転入を予定していること。
- (4) 次のいずれにも該当する1対1の関係にあること。
  - ア 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚関と同様の関係にある者も含む。）がいないこと及び当事者同士以外の者とパートナーシップの関係でないこと。
  - イ 宣誓しようとする者同士で、他自治体でパートナーシップを宣誓していないこと。
  - ウ 民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び民法第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）に規定する婚姻をすることができない者同士ではないこと。

※この宣誓書受付票は、上記（3）イ「一方又は双方が市内への転入を予定している」場合にお渡ししています。「市長が認める期間内」に転入したことを証明する住民票の提出があったときに、正式な宣誓書受領証を交付します。

#### 3 ファミリーシップの宣誓について

双方の子又は親（満15歳以上の場合は、当該者の同意が必要）を含めてファミリーシップ関係にある旨を宣誓できます。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書

年 月 日付で交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ  
宣誓書受領証の再交付を受けたいので、宝塚市パートナーシップ・ファミリーシ  
ップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、申請します。

1 再交付を希望する理由（いずれかにを入れてください。）

紛失

毀損

その他（ ）

届出日 年 月 日

(届出者)

(届出者)

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

収受印

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届

年 月 日付で申請しましたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の内容に変更が生じたため、宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により届け出ます。

1 変更事項（いずれかに☑を入れてください）

住所 名前 名前の追加、削除 その他

2 変更内容

変更前 \_\_\_\_\_

変更後 \_\_\_\_\_

3 変更日

\_\_\_\_\_年 月 日

届出日 年 月 日

(届出者)

(届出者)

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

(子又は親を含めて申請した場合)

名前 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

(代筆者)

名前 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定により、受領証を返還します。

1 返還の理由（いずれかに☑を入れてください。）

宝塚市外へ転出

・転出先

\_\_\_\_\_

・転出日

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

死亡（☐子等との関係を証明するために受領証カードの継続所持を希望）

・亡くなった方

\_\_\_\_\_

・亡くなった日

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

パートナーシップの解消

・解消された日

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

その他

・理由

・上記理由が発生した日

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

届出日

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(住 所)

(住 所)

(名 前)

(名 前)

(通称名)

(通称名)

收受印

パートナーシップ宣誓申告書

（あて先）宝塚市長

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条第2項の規定により、転入前の自治体において宣誓書受領証等に類する書類を交付されたことを申し出ます。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_

旧住所 \_\_\_\_\_

旧住所 \_\_\_\_\_

宣誓日 年 月 日

養子縁組 有 ・ 無

（代筆者）

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

\* 交付された受領証等（すべて）及び住民票（写し）を添付して提出ください。

本申告書に基づき名前、通称名、旧住所及び新受領証等の交付日について、提出された受領証等を添えて転出元自治体へ通知することに同意します。

\* 同意される場合は、してください。同意されない場合は手続きできません。

年 月 日

市（町）長

様

宝塚市長

パートナーシップ宣誓申告に係る通知書

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条第3項の規定により、貴市町より本市に転入された方からパートナーシップ宣誓申告書の届出があり、本市において宣誓書受領証等を交付しましたので通知します。

届出のあった者

名 前 \_\_\_\_\_

名 前 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_

旧住所 \_\_\_\_\_

旧住所 \_\_\_\_\_

新受領証等交付日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

添付書類 受領証等（ 人分）